

医薬品の一般名処方 について

現在、一部の医薬品について供給が難しい状況が続いています。医薬品について、特定の「商品名」を指定するのではなく、薬剤の有効成分を処方箋に記載する一般名処方を行う場合があります。

一般名処方は有効成分、効能が同じであれば患者様が自由にお薬を選択できますので、保険薬局で患者様ご自身の希望を確認される場合があります。

一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなっております。

ご不明な点がございましたら、主治医・薬剤師へお尋ねください。